

電力需給契約にかかる一般競争入札心得

高知県警察本部会計課

(目 的)

第 1 条 高知県警察の行う電気（単価契約）の調達に係る一般競争入札の取扱いについては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 条。以下「政令」という。）、高知県契約規則（昭和 39 年高知県規則第 12 号。以下「規則」という。）その他法令で定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(入札参加資格)

第 2 条 一般競争入札に参加することができる者は、当該入札参加者として資格を確認された者（以下「入札参加者」という。）とする。

また、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に規定する排除措置対象者に該当しない者とする。

(入札保証金)

第 3 条 入札参加者は、入札執行前に規則第 9 条の入札保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 10 条の規定により免除された場合はこの限りでない。

(入札の方法等)

第 4 条 入札参加者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、仕様書その他契約締結に必要な条件を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において仕様書等に疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

(入札の基本的事項)

第 5 条 入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載して入札しなければならない。

2 入札者が代理人であるときは、委任状を提出しなければならない。

3 入札書の記載事項について訂正又は加筆したときは、必ずその箇所に押印しなければならない。ただし、金額を訂正することはできない。

- 4 入札金額は、1 円未満の端数をつけることはできない。1 円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は記載のないものとして取り扱うものとする。
- 5 入札者は、いったん提出した入札書について、取替え、訂正又は取消しすることはできない。
- 6 次の場合には、入札は行わない。
 - (1) 当該公告における入札参加資格を満たす者がいないとき。
 - (2) 入札参加者が 1 者もいなくなったとき。

(公正な入札の確保)

第 6 条 入札者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(入札の取止め等)

- 第 7 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、入札の執行を延期若しくは取止め又は当該入札者を入札に参加させない措置をとるものとし、直ちに該当する入札参加者に伝えなければならない。
- (1) 天災その他やむを得ない理由があると認められるとき。
 - (2) 入札者が談合し、又は不隠の行動をする等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。

(入札の辞退)

- 第 8 条 入札者は、開札が行われるまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- 2 入札者が入札を辞退するときは、開札前にあっては、入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（開札日の前日までに到達するものに限る。）すること。
 - 3 入札を辞退した者は、これを理由として不利益な取扱いを受けることはない。

(無効の入札)

- 第 9 条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札書を無効とする。
- (1) 入札参加者の記名及び押印（代理人による入札の場合は入札参加者の記名及び代理人の記名押印）を欠く入札書
 - (2) 誤字脱字等により、その意思表示が不明瞭である入札書
 - (3) 入札書の金額を訂正した入札書又は金額未記入の入札書
 - (4) その他、入札の諸条件に違反した入札書
 - (5) 公告で指定した期限までに到達しない入札書

(失格の入札)

第 10 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 委任状が提出されていない代理人のした入札
- (3) 所定の入札保証金若しくは入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者（第 3 条ただし書の規定により入札保証金を免除された者を除く。）のした入札
- (4) 同一事項の入札について、他の入札者の代理人を兼ね、又は 2 人以上の入札参加者の代理をした者の入札
- (5) 明らかに談合によると認められる入札

(落札者の決定方法)

第 11 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

ただし、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当と認められるときはその者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

(落札の通知)

第 12 条 落札となる入札があったときは、契約対象件名、入札書記載金額に 100 分の 10 を加算した金額で落札した旨及び落札者を入札参加者に通知する。

(同額等の入札者が 2 者以上ある場合の落札者の決定方法)

第 13 条 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定する。当該入札をした者のうち、入札書を郵便により提出した者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員が入札者に代わってくじを引き落札者を決定するものとする。また、くじへの参加は、辞退することができない。

(再度入札等)

第 14 条 開札の結果、落札とすべき入札がないときは、日時及び場所を別に定めて再度の入札を行う。

2 再度入札は、1 回（初度入札を含め 2 回）行う。

3 次の各号に掲げる入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- (1) 入札を辞退した者
- (2) 入札辞退として取り扱われた者
- (3) 入札の結果失格となった者

- 4 再度入札を行っても、なお落札者がいないときは、最低価格者（失格者及び辞退者を除く。）から順次随意契約の折衝を行うことがある。

（契約保証金）

第 15 条 落札者は、契約の締結に際し、規則第 39 条の契約保証金を落札決定後速やかに納付しなければならない。ただし、規則第 40 条の規定により免除された場合又は規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。

- 2 落札者は、契約保証金の免除（規則第 40 条第 6 号による場合を除く。）又は契約保証金に代わる担保の提供の承認を受けるときには、落札決定後速やかに契約担当者が指示する書類等を提出しなければならない。

（契約書の提出）

第 16 条 落札者は、落札後において交付された契約書の案に記名押印し、契約担当者に提出しなければならない。

（異議の申立て）

第 17 条 入札者は、入札後にこの心得又はあらかじめ示された仕様書、契約書及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（入札記録）

第 18 条 入札結果は、入札記録として公表する。